

長崎県ケアラー支援推進計画【概要】

1 計画策定の趣旨

少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、家庭における介護や看護、お世話の人手が不足し、ケアラーに過大な負担をもたらしている場合があります。また、根強く残る「家族が介護するのが当たり前」という規範意識もあいまって、ケアラーが孤立し、抱える悩みを声に出しにくくなっており、周囲もケアラーの存在に気付かず、受けられる支援すら届かないといったことが懸念されています。このような状況を踏まえ、本県では、令和4年10月に「長崎県ケアラー支援条例」を制定し、令和5年4月に施行しました。

条例制定の目的（条例第1条）

- ・全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現

条例の基本理念（条例第3条）

- ・全てのケアラーが個人として尊重される
- ・多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携することで、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える
- ・特にヤングケアラーは、適切な教育の機会を確保し、健全な成長・発達・自立を図る

この条例のもと、ケアラーが、援助を受ける人とともに安心して人生を送ることができるよう、ケアラーに対する早急な支援体制の強化等と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立したり、心身が疲弊することのないよう、社会全体で支える機運を醸成していくことが重要です。

このため、県は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定しました。

2 計画策定の根拠

本計画は、条例の規定による「ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」であり、ケアラー支援に関する基本方針及び具体的施策、その他、ケアラー支援に関する施策を推進するために必要な事項を定めています。

また、ケアラー全般の支援体制を強化するためには、保健・医療・福祉・教育・労働など多岐にわたる分野の施策を総合的に推進していく必要があることから、県政運営の指針や考え方を県民に分かりやすく示した上位計画である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」や、このうち、保健・医療・介護・福祉施策を総合的・体系的に進めるための指針として策定した「長崎県福祉保健総合計画～ながさき‘ほっと’プラン～」との整合性を図るとともに、本県のケアラー支援に関連する様々な個別計画との連携・調和したものとします。

3 計画期間、計画の進捗管理

7年間(令和6年度～令和12年度)とします。

「長崎県福祉保健総合計画(令和3～7年度)」との一体化を見込み、同計画の期間5年間と、次期改定までの2年間を合算。

なお、本計画で策定した各種施策を効果的に推進するために、庁内の政策評価制度や長崎県ケアラー支援に関する有識者会議を活用し、PDCA サイクルに基づく評価・見直しの取組を継続的に進めます。

4 長崎県のケアラー支援の課題(県民意識調査・ケアラー実態調査結果より)

(1) 「ケアラー」に関する社会的認知度の向上	
	県民に対する認知度の向上 ・ケアラーの社会的認知度を高め、ケアラーを孤立させず地域全体で支援する必要性があります。 ・子どもたちの中には、ヤングケアラーという自覚がない場合も考えられることから、当事者やその家族へ正しい知識や相談先の情報などの周知が重要です。
	各種支援機関におけるケアラー支援に関する理解促進 ・支援を担う人材の育成支援は重要な課題です。正確な知識や基本的な理解を深めていくことも求められます。
(2) 包括的な相談・支援体制の構築(相談につなげる・支援につなげる)	
	相談につながっていない(潜在化)している方への対応 ・地域の相談先について、よりわかりやすく周知を図っていくことが課題となっています。 ・ケアラーが相談しやすい環境づくり・包括的な相談支援体制の整備が求められています。また、ヤングケアラーの表面化しにくい支援ニーズの把握と支援の取組を進めていくことが必要です。
	支援が困難な方への対応 ・支援機関では、相談につながらず心配な事例や、サービスにつながらず対応に苦慮している事例があり、支援機関の対応力を強化していくことが課題です。
(3) お世話と仕事などケアラー本人の生活との両立	
	・全国的にも話題に挙がっている介護離職の問題は、本県でも起こっており、仕事とお世話の両立支援は大きな課題です。
(4) ケアラー支援のニーズに応じた多様な資源の周知・活用・掘り起こし	
	・地域の実情を十分把握した上で、必要なサービスについて、限られた公的資源の活用や、民間支援団体等の支援との連携、地域共生を意識した地域における助け合い等による生活支援体制の構築など広い視点で検討していく必要があります。

5 計画の施策体系

条例の規定に基づき策定する本計画の施策は、次の4点を柱として位置づけ、条例に掲げる目的及び理念の実現に向けた取組を推進します。

なお、本計画では、多分野が連携して取り組むべき施策を中心に構成しています。各分野の施策は、それぞれ策定されている個別計画に沿って、ケアラー支援に関する視点も取り入れ推進を図ります。

また、ヤングケアラーについては、固有な課題や取組がありますが、ケアラー支援とつながる施策も多いため、ケアラーと同じ施策体系のなかで整理し、ケアラー全体の支援施策と一体になって取り組みます。

これらの施策の実施にあたっては、多様な主体が実施しているケアラー支援の状況にも留意するとともに、へき地や中山間地域等の条件不利地域における特殊性を踏まえ推進します。

(1) ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動(条例第11条関係)

・ケアラーについて身近な問題であることを広く県民に知っていただくための普及啓発を行うとともに、ケアラーが自らの悩みや負担について気づき、相談できることを知っていただく取組を推進します。

ケアラー自身が悩みや負担に気づき、相談ができる取組の推進

社会全体のケアラーに対する理解を深める取組の推進

(2) ケアラー支援を担う人材の育成(条例第12条関係)

・ケアラーの発見や相談対応、及び支援には、ケアラーを取り巻く行政や関係機関、教育機関等の多様な関係者が連携しながら関わっていくため、ケアラー支援に関する研修等の機会を多面的に設けることにより、ケアラー支援を担う人材を幅広く育成します。

相談、助言、日常生活の支援などケアラー支援を担う人材の育成

(3) ケアラー支援に関する実施体制の整備(条例第13条関係)

・ケアラーの地域での孤立防止や、お世話と仕事の両立支援に繋げるため、早期発見の取組を強化し、ケアラー支援に関する身近な相談先の明確化と周知を図ります。また、ケアラー支援に関して様々な主体が実施する各種サービス等の情報を集約し、ホームページ等により紹介すること等により活用促進を図るとともに、相談及び支援にあたっては、支援を必要とするケアラーの抱える多様な課題に対応するため、「ケアラーアセスメント」を普及し、ケアラーに寄り添う様々な協議体を活用しながら関係者の連携強化を図ります。

早期発見、相談支援体制の整備

ケアラーの実態把握・早期発見

ケアラーが相談しやすい環境づくり

	ケアラーの多様なニーズに応じる体制の整備 (様々な主体が実施する各種サービスの活用促進)
	ケアラー支援に関わる関係者・関係機関間の連携体制の整備
(4) 民間支援団体等による支援の推進(条例第14条関係)	
・県内で活動している、同じような悩みを抱えるケアラーの交流拠点や相談支援等、多様な民間支援団体や当事者団体の現状を把握し、団体等による取組を県民に周知するとともに、団体等への情報提供や必要な助言等の支援を行います。また、ケアラー支援に関して、地域共生の視点を意識した助け合い活動の創出等を支援する取組を推進します。	
民間支援団体等への情報の提供、助言等の取組の推進	
地域共生を意識した助け合いの地域づくりの推進	

6 具体的取組

(1) ケアラー支援に関する広報活動及び啓発活動

目標1: ケアラーに関する県民認知度		
・ケアラーの社会的認知度(ある程度知っている・よく知っていると回答した方)を高め、広く県民にケアラーに関する理解を深め、適切な支援につなげます。		
「ある程度知っている」「よく知っている」と回答した方の割合		
「よく知っている」と回答した方の割合		
現状値	中間目標値	最終目標値
1 - 71.6%	77.3%	94.3%
1 - 20.0%	前年度より増加	前年度より増加
(令和4年度)	(令和6年度)	(令和12年度)

ケアラー自身が悩みや負担に気づき、相談ができる取組の推進

- ケアラー支援に関する広報啓発を継続的に行うことでケアラーの人生を支援することを明確にメッセージとして伝えます。
- ヤングケアラーなどケアラーの属性等に応じた啓発方法により、本人の気づきや適切な支援につなげます。また、各分野の既存の普及啓発の取組のなかで「ケアラー支援」の認知度を高める情報を加えるなど対応を工夫します。なお、啓発にあたっては、ケアラーに対するネガティブな印象を与えたり、当事者に相談や支援を強制することがないよう留意します。
- 自分がお世話のことで困っていないか、困っていた場合の相談先などを自己確認できるよう「セルフチェックシート」を作成し、関係機関や事業所等を通じて普及・活用を図ります。

社会全体のケアラーに対する理解を深める取組の推進

- ポスターやリーフレット等の啓発資材を活用し、ケアラー（支援条例）の認知度を高めるための広報啓発を継続して行います。
- 啓発にあたっては、県だけの取組ではなく、市町や教育機関のほか、関係機関、事業者等にも協力をいただき、多くの県民、ケアラーに情報が届くよう展開していきます。
- 普及啓発の効果を一層高いものとするため、ケアラー支援推進に関する集中的な広報や啓発活動を行うキャンペーン期間を設けます。
- 啓発シンポジウム等を開催することにより、県民がケアラー支援に関する具体的な理解を深める機会を設けます。また、ケアラー支援は幅広い分野にわたるため、実施にあたっては、各分野の関係者の協力を得て、多様なテーマを取り上げるよう留意します。

（２）ケアラー支援を担う人材の育成

目標２：多分野多機関参加型研修における受講者数及び研修満足度		
・多くの専門職に実践的なケアラー支援研修を受講していただくことにより、複雑多様化したケアラーのニーズに対応できる人材を育成します。		
受講者数	アンケートで「満足」と回答した割合	
現状値	中間目標値	最終目標値
2 - —	200人（累計）	1,400人（累計）
2 - —	80%	80%
（令和4年度）	（令和6年度）	（令和12年度）

相談、助言、日常生活の支援などケアラー支援を担う人材の育成

- 県が実施している分野別・職種別の様々な研修会等を通じて、ケアラー支援への理解を促進し、スキルアップを図ります。
- 民生委員・児童委員、各分野の関係機関、専門職団体等では、ケアラー支援をテーマとして取り上げた研修会が行われており、団体等の求めにより県から行政説明等を行っています。引き続き、各分野の行政を含む関係機関による研修等の取組に対して支援を行います。
- 多分野の専門職が参加できるケアラー支援研修を実施し、ケアラー支援の動向や基本的な考え方、本県のケアラー支援施策等について知識を深め、ケアラー支援に関する事例検討をグループワークにより実施することにより、実践的な学びによる人材育成を行います。
- 特にヤングケアラーにおいては、学校等の教育機関が早期発見に重要な役割を担うことから、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対する研修を充実させ、支援に関する理解促進を図ります。

(3) ケアラー支援に関する実施体制の整備

目標3: ケアラー(ヤングケアラー)支援に関する包括的な相談支援体制の構築 ・住民に身近な相談先が定着するまでの間、県において地域の適切な窓口・サービスにつなぐ総合案内窓口を設置するとともに、市町における包括的な相談支援体制の構築を支援します。 3 - 県におけるケアラー(ヤングケアラー)に関する総合案内窓口の設置 3 - 市町におけるケアラー支援を含む包括的な相談支援体制整備()		
現状値 3 - 未設置 3 - 2 (令和5年4月)	中間目標値 設置 前年度より増加 (令和6年度)	最終目標値 解消 21市町 (令和12年度)

ケアラー(ヤングケアラーを含む)支援に関する相談窓口について、次の2点を具備していると自己評価している市町

一元的・多元的に関わらず、ケアラーからの相談がたらい回しにならないように配慮した体制を整えている。(「重層的支援体制整備事業」活用の有無は問わない)
 相談先を住民に明確化できている。

早期発見・相談支援体制の整備

ケアラーの実態把握や早期発見

- 県が実施した実態調査結果を公表するとともに、各市町での独自調査の実施及び施策推進等に活用いただけるよう情報提供します。
- 市町及び関係機関の専門職、教育機関等がケアラー(ヤングケアラー)を早期発見し、支援の必要性・緊急性を判断するためのスクリーニングシートを専門職団体等の多職種で協働して作成します。
- 支援機関がケアラーに寄り添う中で信頼関係を構築した上で、詳細なケアラーの状況把握し、生活ニーズの分析・評価を行うためのアセスメントシートを専門職団体等との多職種で協働して作成し、「ケアラーアセスメント」の普及を図ります。
- 事業者(会社)が、ケアラーの悩みを早期発見することにより、介護離職を防止し、従業員の支援を検討する参考とするため、専門職団体の協力のもと、事業者が活用できる「気づきのシート」の作成及びセミナー開催等による支援を行います。

ケアラーが相談しやすい環境づくり

- 県が設置する各相談機関の役割や機能等をホームページ等でわかりやすく紹介するとともに、ケアラーがお住まいの地域で活用できる身近な市町や国等の公的な相談窓口、その他の相談支援機関についても、ケアラー支援の視点で情報を集約します。

- ケアラー支援に関する相談は、身近な地域のいずれかの窓口につながれば、地域のなかで複数の機関や部署が横断的に関わりながら対応が進められていきますが、県民に身近な相談先情報が定着できるよう、市町や関係機関等におけるケアラー相談窓口の明確化に関する取組を進めます。
- 県民に身近な相談先が定着するまでの間は、県において、ヤングケアラーを支援につなぐ調整も含め、ケアラーを適切な相談窓口・サービス利用につなぐ総合案内窓口の設置を検討します。窓口においては、ケアラー当事者からの相談に応じて、適宜、各市町等の相談窓口や支援団体等を紹介するなどの対応を行います。

ケアラーの多様なニーズに応じる体制の整備（様々な主体が実施する各種サービスの活用促進）

- 市町及び様々な主体が実施するケアラー支援の情報は、多岐にわたるため、県でケアラー支援に関する情報を集約し、ホームページ等で紹介します。
- 各分野において、県が実施する事業・サービスについては、各分野別の個別計画等のなかで、県が実施したケアラー実態調査の結果、及び今後も必要によりケアラー（ヤングケアラー）当事者及び支援機関等の意見を伺いながら、ケアラー支援の視点での必要な施策の反映に努めていきます。

ケアラー支援に関わる関係者・関係機関間の連携体制の整備

- ケアラー支援に関して、多職種多機関が連携し、情報共有や支援策を検討するために、各市町では、事案により必要に応じて既存の協議体（介護保険法による地域ケア会議、障害者総合支援法による自立支援協議会、生活困窮者自立支援法による支援会議、児童福祉法による要保護児童対策地域協議会、社会福祉法による支援会議）の活用等を図ることが想定されます。各分野の協議体等の役割等について、支援を担う人材育成研修等の中でも取り上げ専門職間での共通理解を図ります。
- 世代や属性にとらわれない包括的な相談支援体制づくりを進める市町の希望に応じて、市町が企画する庁内関係部局における体制整備の勉強会、地域共生社会の実現に関するワークショップ（研修会）やフォーラム開催等に対してアドバイザーを派遣するなどの支援を行います。
- 特にヤングケアラーにおいては、学校等の教育機関と福祉部門が連携し、当事者の気持ちに寄り添いながらアウトリーチ等により支援につなげることが重要であるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、こどもの居場所事業等を行う民間支援団体との協働など、これらの機関の連携が促進されるよう支援します。

(4) 民間支援団体等による支援推進

目標4:ケアラー支援に関する民間支援団体の県ホームページ等での情報発信		
・ケアラー支援に関する民間支援団体等を把握するとともに、活動状況等を県ホームページ等で情報発信します。		
現状値	中間目標値	最終目標値
0 (令和4年度)	10 (令和6年度)	50(累計) (令和12年度)

民間支援団体等への情報の提供、助言等の取組の推進

- 県内におけるケアラー支援を行う公益的な民間支援団体等を把握するとともに、団体に対して実態調査を実施します。その結果をもとに、民間支援団体等に対する支援施策を検討します。
- 県が把握した団体については、活動状況等を取りまとめたうえで、ホームページ等を通じて、県民に情報発信します。

地域共生を意識した助け合いの地域づくりの推進

- 地域における助け合い等の活動を創出するために、市町の希望に応じてアドバイザーを派遣し、住民による勉強会や助け合いフォーラムの開催等の支援を行います。